

動薬協会発 28 号
令和 4 年 5 月 13 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知(4 消安第 915 号)がありましたので、お知らせします。

4 消安第915号
令和4年5月12日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生
管理の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円
滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等
に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

(写)

4 消安第915号
令和4年5月12日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生
管理の徹底について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

本日（12日）、岩手県において今期2例目となる高病原性鳥インフルエンザが確認されました。今般の発生事例は、これまでの高病原性鳥インフルエンザの発生の中で初めてとなる5月の発生事例であり、未だ鳥インフルエンザの発生リスクの高いシーズンが続いていることを示していると考えられます。

これまで、「宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」（令和4年3月25日付け3消安第7240号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等の累次の通知において、我が国のどこで発生してもおかしくない状況であるとの緊張感を持って、家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底するよう、指導をお願いしているところですが、引き続き本病の発生リスクが高いことを念頭に当面の間、改めて指導の徹底をお願いいたします。

あわせて、「だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について」（令和4年4月26日付け4消安第697号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）において、屋内で家きんを飼養可能な収容施設を有するだちょう（エミューを含む。）の飼養農場においては、屋外での飼養を控えるよう指導をお願いしているところですが、改めて指導をお願いいたします。